

(介護予防)
小規模多機能型居宅介護
利用約款及び重要事項説明書

医療法人社団 日翔会
小規模多機能ホーム おいでんせえ

小規模多機能ホーム おいでんせえ利用約款

様（以下、「利用者」といいます。）と小規模多機能ホームおいでんせえ（以下、「事業者」といいます。）は、事業者から提供される（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス（以下、「サービス」といいます。）を受け、利用者またはその家族等（以下、「利用者等」といいます。）が、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約をします。

第1条（約款目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、その居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

第2条（利用期間）

本約款の有効期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、利用期間満了の2週間前までに利用者から文書による中止の申し入れがない場合には、利用を継続するものとし、以後も同様とします。

第3条（（介護予防）居宅サービス計画の決定）

施設の管理者（以下「管理者」といいます。）は、施設の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」といいます。）に利用者の（介護予防）居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 介護支援専門員は、（介護予防）居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族などに対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- 3 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ（介護予防）居宅サービス計画と（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書の原案を作成します。
- 4 介護支援専門員は、前項で作成した（介護予防）居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービスなどについて保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者及び家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

第4条（（介護予防）居宅サービス計画作成後の便宜の提供）

事業者は、（介護予防）居宅サービス計画と（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書作成後にお

いても次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

- 2 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、（介護予防）居宅サービス計画と（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書の実施状況を把握します。
- 3 （介護予防）居宅介護サービス計画と（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 4 利用者の意思を踏まえて要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

第5条（（介護予防）居宅サービス計画の変更）

利用者が（介護予防）居宅サービス計画と（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書の変更を希望した場合、または事業者が（介護予防）居宅サービス計画と（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書の変更が必要とした場合は事業者と利用者双方の合意に基づき、（介護予防）居宅サービス計画を変更します。

第6条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所のサービス拠点において、利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下「通いサービス」といいます。）利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下「訪問サービス」といいます。）及び事業所の拠点に宿泊するサービス（以下「宿泊サービス」といいます。）を柔軟に組み合わせ、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第7条（サービス利用料金の支払い）

利用者及び家族等は連帯して、事業者に対し本約款に基づく（介護予防）指定小規模多機能型居宅介護の対価として【別紙】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 事業者は当該月利用料金を月末締めで計算し、請求明細書を翌月15日までに手渡し又は利用者及び家族等が指定する送付先に送付します。利用者及び家族等は連帯して事業者に対し当該月合計額の請求明細書を受け取った月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

第8条（サービス提供の記録）

事業者は、利用者に（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求められた場合には原則としてこれに応じます。但し、家族その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

第9条（身体の拘束）

当施設は原則として身体拘束は行いません。但し緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し実施す

る場合があります。また、徘徊などの著しい利用者の屋外出などの行動を制限することがあります。

その際は、事業者の検討会議で検討し実施しその理由を記録に記載することとします

第10条（秘密保持）

事業者と事業者を使用する職員は、業務上知り得た利用者または家族などに関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号の情報提供について当事業所は、利用者及び家族等から予め同意を得た上で行うこととします。

- (1) 介護保険サービスの利用のための市町村、介護保険事業者等などへの情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- (2) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会などでの事例研究発表など。なお、この場合利用者個人を特定できないように仮名などを使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は利用終了されても同様の取り扱いとします。
- 3 利用者の個人情報の使用については、『個人情報保護方針』を基に、利用者などに文書により説明し同意を得ます。
- 4 事業所の従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約内容とします。

第11条（緊急時の対応）

事業者は利用者に対し診療を必要と認める場合、協力病院または協力歯科医院での診療を依頼することがあります。

- 2 事業者は利用者に対し介護保険サービスでの対応が困難な状態、または専門的な医学的な対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、利用者の心身の状態が急変した場合、またその他必要な場合、（介護予防）小規模多機能型居宅介護利用同意書の緊急時の連絡先に連絡をします。

第12条（要望書または苦情の申し出）

利用者および家族は、事業者の提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスに対しての要望または苦情などについて、備え付けの用紙か、メモ書きしたものを所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して管理者に申し出ることができます。

第13条（賠償責任）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって事業者が損害を被った場合、利用者および家族は連帯して当施設に対しその損害を賠償するものとします。

第14条（身元引受人（連帯保証人））

利用者は事業者に対し、身元引受人（連帯保証人）を立てていただきます。ただし身元引受人（連帯保証人）を立てることができない相当の理由を事業所が認める場合にはこの限りではありません

（介護予防）小規模多機能型居宅介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2013/04/01

改訂日：2025/05/01

ん。

2 身元引受人（連帯保証人）は次の各号に責任を負います。

- ① 本サービスにかかる利用者負担金について契約者本人の連帯保証人となることに同意すること。
- ② 連帯保証人は利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。
- ③ 前項の負担は、利用料の10か月分を限度とします。
- ④ 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- ⑤ 利用者及び身元引受人（連帯保証人）以外の親族に事業者に対する要望等がある場合は、必ず身元引受人（連帯保証人）を介して伝えること。

第15条（利用者からの解除）

利用者及び家族は、事業者に対し事前に解除の意思表示をする事により、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

第16条（事業者からの解除）

事業者は、利用者及び家族に対し次に掲げる場合は、本約款に基づく利用を解除することがあります。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者が亡くなられた場合。
- ③ 利用者が介護保険施設などの入所施設に入所された場合。
- ④ 利用者の症状、心身状態が著しく悪化し、事業所での適切な（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者及び家族が本約款に定める利用料金を2か月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日以内に支払われなかった場合。
- ⑥ 利用者が、事業者、事業所職員または利用者に対して利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為をおこなった場合。
- ⑦ 天災、災害、施設整備の故障その他やむを得ない理由により、事業者を利用させる事が出来ない場合。

第17条（利用契約に定めのない事項）

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または家族と事業者が誠意を持って協議して定める事とします。

小規模多機能ホーム おいでんせえ重要事項説明書

1. 当事業所の概要

- (1) 事業所の名称等

事業所名小規模多機能ホーム おいでんせえ

開設年月日平成 20 年 5 月 1 日

所在地岡山県新見市千屋 1667－3

電話番号0867（77） 2600

介護保険指定番号3391000035

サービス提供地域岡山県新見市千屋全域・神郷釜村・高瀬・油野・下神代・足立・坂本・馬塚・
上市・高尾・西方・金谷・新見・下熊谷・菅生・大佐大井野地区
- (2) （介護予防）小規模多機能型居宅介護の目的と運営方針

（介護予防）小規模多機能型居宅介護は、居宅及び事業所において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護の事業所は、通いを中心として要介護者または要支援者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービス提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努め、また利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち（介護予防）小規模多機能型居宅介護、のサービス提供に努めます。

また、地域や家庭との結びつきを尊重した運営を行い、市町村、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、他の指定居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健・医療・福祉サービスの提携主体と綿密な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2. 当事業所の職員体制と職務内容

	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 (認知症介護実践研修修了) (認知症対応型サービス事業管理者研修修了) (小規模多機能型サービス作成担当者研修終了)	1 名		介護支援専門員を兼務
管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも（介護予防）指定小規模多機能型居宅介護を提供します。				
介護支援専門員	介護福祉士 介護支援専門員 (認知症介護実践研修修了) (認知症対応型サービス事業管理者研修修了) (小規模多機能型サービス作成担当者研修終了)	1 名		管理者と兼務
介護支援専門員は、登録者にかかる居宅サービス計画の作成業務を行うとともに、登録者の（介護予防）小規模多機能居宅介護計画の作成業務を行います。また、相談業務もおこないます。				
介護従事者	介護福祉士・訪問介護員 2 級課程修了 初任者研修等・准看護師	7 名	5 名	管理者と兼務

介護従事者は、居宅を訪問して（介護予防）指定小規模多機能型居宅介護を提供すると共に、施設において通い及び宿泊の利用者に対し（介護予防）指定小規模多機能型居宅介護を提供します。また、相談業務もおこないます。

また看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を図ります。

3. 利用基準

介護認定を受けておられる方

- ・ 要支援 1、2 の方は、予防給付対象となります。
- ・ 要介護 1 以上の方は、介護給付対象となります。

4. 利用定員

- (1) 定員（登録者）は 25 名です。
- (2) 通いサービス利用の定員は 1 日 15 名までとします。
- (3) 宿泊サービス利用の定員は 1 日 9 名（各個室:ベッド、布団等、テレビ、冷暖房完備）までとします。

5. (介護予防) 小規模多機能型居宅介護のサービス内容

- (1) 通いサービスは、事業所の送迎または家族等の送迎にて事業所に通っていただき入浴、排泄、食事のサービスを身体状況に応じて自立を目的に援助します。
- (2) 宿泊サービスは、通いサービスと同じ場所で同じ介護従事者が、通いサービスの延長線上で生活状況、身体状況に応じて必要な宿泊の援助を行います。
- (3) 訪問サービスは、通いサービスや宿泊サービスと同じ介護従事者が在宅を訪問し、その日の状態に合わせた在宅で必要な援助を行います。

6. 利用者の体調不良および発熱など症状がみられる場合及び事故発生時の対応について

利用者の体調不良また発熱などの症状が見られる場合には、ご家族に連絡します。病院への受診及び送迎はご家族で対応をお願いしています。ただし下記に記載してある協力病院については、事業所側で病院への送迎が可能です。病院内ではご家族に対処をお願いしています。

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

7. 病院へ入院された場合及び月途中で登録解除になった利用料の請求について

病院へ入院され当月以内、又は翌月以内に退院され再び利用となった場合は、1 か月の決められた（介護予防）指定小規模多機能型居宅介護の利用単位ごとの料金を頂きます。ただしこれに該当しない場合（登録解除）は（介護予防）指定小規模多機能型居宅介護の利用単位ごとの日割計算した料金の請求をさせていただきます。

8. 事業所からの登録解除について

- 利用者が特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホームなどの入所施設に入所されたとき。
- 利用者が死亡されたとき。
- 利用者が医療機関等に 30 日以上入院治療が必要となったとき。
- その他、約款の第 15 条に該当すると認められたとき。

9. 事業所利用に当たっての留意事項

- サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等中止する場合があること。
- 利用当日にお休みをされる場合には、前日もしくは当日午前 8 時 00 分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 定期利用以外の利用依頼をされた場合において、要望にそえない時があること。
- サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をお願いすることがあること。

10. 緊急時の連絡先

緊急時の連絡先は「同意書」に記入された連絡先に連絡します。

11. 非常災害対策

- 防災対策 消火器、非常通報装置等設置しております。
- 防災訓練 年2回以上訓練を実施しますのでご協力ください。

12. 禁止事項

当事業所では、安心して施設利用を送っていただくために利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

13. 協力医療機関、バックアップ施設との支援体制等

当事業所では、下記の医療機関や歯科医院に協力いただき利用者が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。また、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応の為にバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整備しています。

○協力医療機関

- ①名称 太田病院（内科）
住所 岡山県新見市西方 426
電話 0867（72）2427
- ②名称 医療法人淳和会 長谷川記念病院（整形外科、外科）
住所 岡山県新見市高尾 793-2
電話 0867（72）3105

○協力歯科医院

- 名称 森下歯科医院
住所 岡山県新見市高尾 2048-1
電話 0867（72）8279

○バックアップ施設

- ①名称 医療法人社団日翔会 介護老人保健施設おしどり荘
住所 鳥取県日野郡日野町根雨 909-1
電話 0859（72）0410
- ②名称 社会福祉法人日翔会 特別養護老人ホームあいご
住所 鳥取県日野郡日野町根雨 730
電話 0859（77）0777

14. 要望及び苦情の相談

当事業所では、管理者または、介護老人保健施設おしどり荘総合相談室で相談業務の専門員として支援相談員の配置をしておりますので、お気軽にご相談ください。また、担当者が不在の場合は、基本事項については職員が誰でも対応できるよう担当者に必ず引き継ぎます。

小規模多機能ホーム おいでんせえ 電話0867（77）2600

担当者：榎 太一（管理者）

介護老人保健施設おしどり荘総合相談室 電話 0859（72）0410

担当者：田辺綾（支援相談員）

要望や苦情等は、上記職員にお寄せいただければ、速やかに対応します。また、事務所窓口に備えられた「ご意見箱」を利用いただき管理者に直接お申し出いただくことも出来ます。

上記事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、岡山県国保連合会苦情窓口等でも受付けています。

市町村苦情窓口 新見市高齢者支援課 介護保険係 0867（72）3148

岡山県国保連合会苦情窓口 086（223）8811

15. 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 虐待の防止のための指針を整備する。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

16. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. その他

- 当事業所では広報誌の発行や、またホームページなどがあります。その記事の中に利用者を対象にしたレクリエーションや行事等の写真を掲載することがありますがご了承ください。なお、特に掲載を希望されない方はお申し出ください。配慮いたします。
- 当事業所についての詳細はパンフレットを用意してありますのでご請求ください。
- 第三者評価の実施なし。
- 小規模多機能型居宅介護サービス評価を年1回実施しています。

【別紙】

令和 7 年 5 月 1 日現在

利 用 料 金

- 介護保険証の確認 説明を行なうにあたり利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。
- 利用料 基本料金 1 か月につき（自己負担額）

小規模多機能型居宅介護費

内 訳		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険 自己負担金	1 割	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円
	2 割	20,916 円	30,740 円	44,718 円	49,354 円	54,418 円
	3 割	31,374 円	46,110 円	67,077 円	74,031 円	81,627 円

介護予防小規模多機能型居宅介護費

内 訳		要支援 1	要支援 2
介護保険 自己負担金	1 割	3,450 円	6,972 円
	2 割	6,900 円	13,944 円
	3 割	10,350 円	20,916 円

各種加算

負担割合	1 割負担	2 割負担	3 割負担
中山間地域等 小規模事業所加算	基本料金×10.0%		
初期加算	登録から 30 日間 1 日につき加算（30 円/日）	登録から 30 日間 1 日につき加算（60 円/日）	登録から 30 日間 1 日につき加算（90 円/日）
認知症加算	（Ⅰ）920 円/月 （Ⅱ）890 円/月 （Ⅲ）760 円/月 （Ⅳ）460 円/月	（Ⅰ）1,840 円/月 （Ⅱ）1,780 円/月 （Ⅲ）1,520 円/月 （Ⅳ）920 円/月	（Ⅰ）2,760 円/月 （Ⅱ）2,670 円/月 （Ⅲ）2,280 円/月 （Ⅳ）1,380 円/月
看護職員 配置加算	（Ⅰ）900 円/月 （Ⅱ）700 円/月 （Ⅲ）480 円/月	（Ⅰ）1,800 円/月 （Ⅱ）1,400 円/月 （Ⅲ）960 円/月	（Ⅰ）2,700 円/月 （Ⅱ）2,100 円/月 （Ⅲ）1,440 円/月
サービス提供体制 強化加算	（Ⅰ）750 円/月 （Ⅱ）640 円/月 （Ⅲ）350 円/月	（Ⅰ）1,500 円/月 （Ⅱ）1,280 円/月 （Ⅲ）700 円/月	（Ⅰ）2,250 円/月 （Ⅱ）1,920 円/月 （Ⅲ）1,050 円/月
介護職員等处遇改 善加算	（基本料金＋各種加算料金）×14.9%		
総合マネジメント 体制強化加算	（Ⅰ）1,200 円/月 （Ⅱ）800 円/月	（Ⅰ）2,400 円/月 （Ⅱ）1,600 円/月	（Ⅰ）3,600 円/月 （Ⅱ）2,400 円/月
科学的介護推進 体制加算	40 円/月	80 円/月	120 円/月

実費負担（介護保険の給付がありません）

宿泊費	2,200 円／日額（全室個室・テレビ・ベッド付・光熱水費含む）
食 費	朝食 300 円 昼食 700 円（おやつ代含む） 夕食 600 円 （材料費、調理費、嗜好飲料を含む）

■ その他の費用

- ・紙パンツ、パッド、おむつ等代、理美容代、レクリエーション等に参加された場合の参加費、教養娯楽費等のご使用の場合、実費で徴収させていただきます。
- ・通常事業の実施地域外の交通費は、実施地域を越えた地点から片道1kmにつき100円の実費をいただきます。
- ・洗濯委託を希望される方は別途月4000円ご負担いただきます。（日割り不可）
- ・利用料について口座振替ができなかった場合、振替手数料はご負担をいただきます。
手数料 ・郵便局 10円
 ・銀行 55円

■ 支払方法

- ・毎月15日頃、前月分の請求書を発行しますので、その月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。領収書は確定申告の資料になります。大切に保管してください。お支払方法は、山陰合同銀行又は郵便局です。

個人情報保護方針

当施設では、利用者様の個人情報の保護に万全の体制をとっております。
当施設においては利用者様またはその家族様等の個人情報は次の利用目的のために管理及び使用をしています。

【施設内における利用】

1. 利用者様に提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. 利用手続き
4. 介護実習等への協力
5. 提供する介護サービスのための管理運営の業務（会計、経理、事故等など）

【施設外への情報提供としての利用】

1. 介護サービスを提供するために行う業務
（他の介護施設、医療機関、薬局等との連携、照会、業務委託、ご家族様等への状況説明）
2. 介護保険事務に関する業務
（介護給付費の請求業務、保険者からの紹介、その他介護保険事務に関する業務）
3. 当法人発行の広報誌等の掲載（写真、氏名、年齢等）
4. 行政等の監査機関への情報提供
5. 緊急時対応のための業務（行政、警察、消防署等）
6. 当施設が加入する賠償責任保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用】

1. 介護サービス計画を作成するための資料（認定調査内容及び主治医意見書）
2. 当法人が受託し行われる学生等の実習

※上記の利用目的の中で同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当の個人情報保護相談窓口にご相談ください。

これらの同意及びお申し出は後からいつでも撤回、変更等する事ができます。

【個人情報保護相談窓口】

医療法人社団日翔会

小規模多機能ホームおいでんせえ

管理者

榎 太一

小規模多機能ホーム おいでんせえ利用同意書

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者様及び利用者代理人等に対して利用約款・重要説明事項及び別紙・サービス利用におけるリスク説明書、個人情報保護方針の書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

〈事業者〉 法 人 名 医療法人社団 日翔会
施 設 名 小規模多機能ホーム おいでんせえ
事業所番号 3 3 9 1 0 0 0 0 3 5 号
代表者氏名 理事長 徳 久 剛 史 ⑩
説明者氏名 榎 太 一 ⑩

利用約款・重要事項説明書及び別紙・サービス利用におけるリスク説明書により、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスについての重要な説明を受けました。その上で、貴事業所が提供する(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスを利用します。

年 月 日

《利用者》

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

《身元引受人及び連帯保証人》

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

利用者との続柄 _____ 連絡先 _____

【本約款第7条の請求書・明細書の送付先】

住 所	
氏 名	(利用者との続柄)
電話番号	()

【本約款第11条3項の緊急時の連絡先】

住 所	
氏 名	(利用者との続柄)
電話番号	自宅 () 勤務先 () 携帯電話